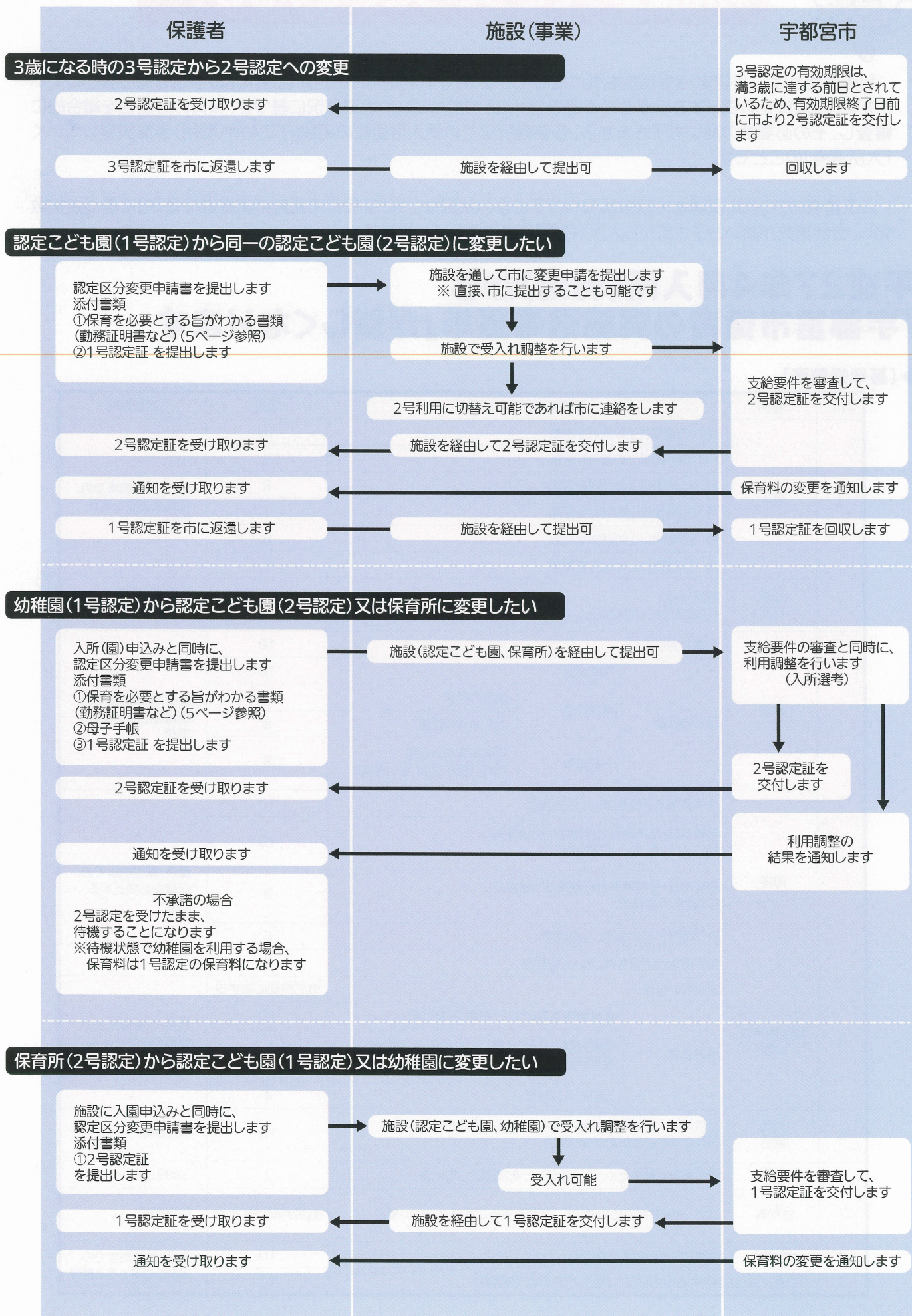


▶ 支給認定区分の変更(在園児)





利用調整ってどういうことをするの？

利用調整とは、2号認定・3号認定を受けたお子さまの入所(利用)にあたり、利用申込み手続き時に提出していただいた「保育を必要とする旨がわかる書類(勤務証明書など)」や世帯状況に基づき、保育の必要性を総合的に審査し、その必要性の高いお子さまから、各保育所などの受入可能数の範囲内で入所(利用)者を調整していく「入所選考」のことです。

入所選考の方法は、保護者の就労状況やお子さまの状況などを「宇都宮市保育の実施選考基準」に基づき指数化し、合計指数が高いお子さまから入所(利用)者を決定していきます。

平成27年4月入所(利用)から 「宇都宮市保育の実施選考基準」が新しくなります

▶【基準指数表】

No.	種別	保護者(父母)の状況		指数	実施期間	
1	就労	月160時間以上の就労を常態		10	最長、就学前までの、 保育を必要とする 期間	
		月140時間以上の就労を常態		9		
		月120時間以上の就労を常態		8		
		月100時間以上の就労を常態		7		
		月 80時間以上の就労を常態		6		
		月 64時間以上の就労を常態		5		
2	妊娠 出産	妊娠・出産 (切迫流産などは疾病として扱う)		7	出産予定月の 前後2か月の期間	
3	疾病	入院1か月以上		10	最長、就学前までの、 保育を必要とする 期間	
		居宅内療養	常時病臥	重度の症状		10
				上記以外の程度		8
			一般療養	安静を要する状態 (常時病臥に至らない程度)		8
	障害	身体障害者手帳を有し1・2級程度		10	最長、就学前までの、 保育を必要とする 期間	
		療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有し A1・A 2・B 1、1・2級程度		10		
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有し B2程度、3級程度		8				
身体障害者手帳を有し3級程度		6				
身体障害者手帳を有し4~6級程度		4				
4	同居親族の 介護	施設等の付添い		就労時間に準ずる	最長、就学前までの、 保育を必要とする 期間	
		居宅介護	重度障害者等の全介護(要介護5、4)			10
			常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を 要する場合(全介護を除く)(要介護3)			8
			上記以外の程度			4
5	災害 復旧	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため 保育をすることができない場合		10	当該期間	
6	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている		2	3か月以内	
7	就学等	就学・技能習得のため通学し、保育をすることができない場合		就労時間に準ずる	当該期間	
8	虐待等	虐待やDVのおそれがある		10	最長、就学前までの、 保育を必要とする期間	
9	その他、市町村が定める事由(死亡、離別、行方不明、拘禁等)			10		